

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

昭和59年3月に専門学校を卒業後、A市の臨時職員として働いていたが、その年の7月ごろ、市の職員から国民年金の加入を勧められたので、自身で加入手続を行うとともに、その場で1万8,000円程度の国民年金保険料を納付し、年金手帳を受け取った。

その後は、はっきりとは覚えていないが、毎月又は数か月ごとに市役所内にあった金融機関に昼休みに保険料を納付していた記憶が有る。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和60年2月又は同年3月に払い出されたものとみられ、申立人が加入手続の際に受け取ったとする年金手帳にも、国民年金手帳記号番号として当該記号番号が記載されていることから、申立人の加入手続は同年2月又は同年3月に行われたものと考えられるところ、当時は3か月の国民年金保険料を一期分として納付することとされており、加入手続の時点で、申立期間のうち昭和59年度第四期の期間である60年1月から同年3月までの保険料は納付期限内であった。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に1万8,000円を支払ったことをはっきりと覚えているとしているところ、当該金額は昭和59年度の3か月分の国民年金保険料とほぼ一致している上、前述のとおり、加入手続の時点で申立期間のうち昭和60年1月から同年3月までの保険料は納付期限内であったことなどを踏まえると、申立人が、加入手続の際に、申立期間のうち同年1月から同年3月までの保険料について納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和 59 年 4 月から同年 12 月までについて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和 59 年 7 月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、上記のとおり、申立人の加入手続は 60 年 2 月又は同年 3 月に行われたものと考えられ、加入手続後に申立期間のうち 59 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付する場合、現年度納付又は過年度納付により遡<sup>そきゅう</sup>及納付しなければならないが、申立人の加入手続後の保険料の納付方法についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立人は保険料を遡<sup>そきゅう</sup>及納付したことは無いとしているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち昭和 59 年 4 月から同年 12 月までについて、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 920

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで  
昭和44年10月から自営業を始めたのを契機に、夫婦で国民年金に加入した。それ以降、国民年金保険料はすべて納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付又は特例納付により納付することとなるが、申立人は、47年5月に、遡及<sup>そきゅう</sup>して被保険者資格を取得した44年10月から同年12月までの国民年金保険料を第1回特例納付により納付しており、その時点で申立期間の保険料についても特例納付することが可能である上、申立期間が短期間であることや、申立期間以降の納付状況を踏まえると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年3月4日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から同年7月まで

大学を卒業後、A社において、昭和58年3月に新入社員の男女合計20人から30人が神社で禊みそぎを行った後、いつごろか憶えていないが、B県にある他事業所の工場で研修を受けたことを憶えている。入社後は、C市への辞令があり勤務していたが、当初聞いていなかった外回りの営業をすることとなり、退職した。A社を辞めた時期は記憶に無いが、辞めてから1か月半後に次の仕事に就いたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

また、複数の同僚は「申立人は、新卒の同期入社と一緒に研修を受けた。」と供述しているところ、これらの同僚は昭和58年3月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、同日に資格を取得している被保険者数と申立人及び複数の同僚が供述している研修の参加人数はほぼ一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所で社会保険の事務をしていたとする同僚は、申立期間に担当していたか不明とした上で「新入社員は入社してすぐに厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

加えて、申立人がA社を退職した時期は明確ではないものの、申立人が勤務していた店舗の同僚二人は、「申立人の勤務期間は短かったが、1か月で辞めるようなことはなく、2か月から3か月間は勤務していたと思う。」と供述している上、申立人は、当該事業所を退職後、1か月半後にD社で勤務したと供述しており、同事業所へ提出した履歴書には、「昭和58年8月21日現在」と記入されているため、同年7月まではA社で勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において昭和58年3月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同時期に大学卒業者として入社した複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額の記録から判断すると、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においても社会保険事務所は当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

私は、A社を昭和61年12月31日に退職したはずなのに、船員保険の記録は、同年12月31日資格喪失日となっていたので、同社に問い合わせたところ、「届出誤りであった。」との回答があった。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿、及び退職発令に関する文書により、申立人の同社における退職日は昭和61年12月31日であることが確認できる。

また、A社に照会したところ、「人事記録等の資料が保管されており、申立人の退職日は昭和61年12月31日である。しかし、申立人の資格喪失確認通知書を確認したところ、資格喪失日は62年1月1日であるのに、当社の誤りで61年12月31日を資格喪失日として届出していたようである。厚生年金保険料は控除されていたはずであるが、申立期間当時の給与関係の資料は保管されておらず、詳細は不明である。」と回答していることから判断すると、申立人は61年12月31日まで同社に勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和61年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したが、申立期間に係る船員保険料については納付したか否かは不明としながらも、船員保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和61年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1281

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月30日から49年1月1日まで  
② 昭和49年1月5日から同年2月1日まで

申立期間①について、私が保管しているA社の給与支給明細書では、昭和48年12月分の厚生年金保険料が控除されているが、被保険者資格の記録が無い。

また、申立期間②について、B社での採用は昭和49年1月5日であるが、C社での資格取得日が同年2月1日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された昭和48年12月分の給与支給明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、「年末の仕事納めである昭和48年12月29日まで勤務した。」と供述しているため、オンライン記録により連絡先の判明した申立人と同日に厚生年金保険の資格喪失をしている同僚に照会したところ、「会社は日曜日と大晦日は休みであった。」と供述しており、同年12月30日は日曜日であり、翌31日が大晦日であったことから、両日は、A社の休業日であったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「申立期間当時の資料は無いため、厚生年金保険の届出及び保険料控除の状況については不明であるが、当時の保険料控除は当月控除であったと思われ、申立人の当社での在籍期間は、昭和48年12月31日までであったと考えられる。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和48年12月分の給与支給明細書において確認できる報酬月額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和48年12月30日となっており、離職日が同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された資料により、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社から提出された扶養家族届によると、申立人の健康保険被保険者資格取得日は昭和49年2月1日と記載されている上、B社から提出された総勘定元帳によると、申立人が被保険者資格を取得した同年2月から福利厚生費の支出が増加しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

また、申立人のB社における雇用保険の加入記録によると、昭和49年4月1日資格取得、平成9年3月31日離職となっており、申立期間②に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年1月1日に、B社における資格取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、申立期間のうち、A社における昭和29年8月から同年12月までは7,000円、B社における30年1月から同年4月までは7,000円、同年5月は8,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主は、申立人に係る昭和29年8月から同年12月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、B社の事業主が申立人に係る昭和30年1月から同年5月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月31日から30年6月1日

私は、昭和24年3月28日にA社に入社し、途中でB社に社名が変更したものの32年まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では10か月の空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人はA社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、A社は昭和29年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、30年1月1日にB社として新たに厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち、29年8月31日から30年1月1日までの期間について、A社は適用事業所でないことが確認できる。

しかしながら、申立人及び同僚の供述からA社は常時5人以上が勤務していたことがうかがえることから、同社は30年1月1日までは適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、A社における昭和29年8月から同年12月までは7,000円、B社における30年1月から同年4月までは7,000円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和29年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同年8月から同年12月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、B社の事業主が申立人に係る昭和30年1月から同年5月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は他界しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 三重国民年金 事案 921

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 58 年 12 月まで  
昭和 57 年 4 月末に退職後、役場で国民年金への変更手続きをした。手続き後は自宅へ納付書が郵送されてきたので、59 年 1 月に A 社に就職するまでは、納付書により国民年金保険料を納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格取得手続きや国民年金保険料の納付場所等についての記憶は曖昧である上、資格喪失手続きについても自分では行っておらず、A 社が代わりに行ったのではないかとしているが、当時、同社で社会保険等の手続きを行っていた申立人の同僚に聴取したものの、「従業員の厚生年金保険に係る手続きは行っていたが、国民年金に係る手続きを代わりに行ってたかについては覚えていない。」としており、申立内容についての具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和 45 年 11 月から 46 年 1 月にかけて払い出されたとみられることから、申立期間については、当該記号番号により国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続き並びに国民年金保険料の納付を行うこととなるが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び B 市の国民年金記録いずれも申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金手帳記号番号が記載されている年金手帳を 2 冊所持しており、その記載内容等から、2 冊とも申立期間当時には既に所持

していたとみられるが、いずれの年金手帳にも申立期間についての国民年金加入記録は記載されていない上、申立人は、これらの年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いとしている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 922

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間当時は、全寮制の専門学校に在籍しており、年金手帳は学校に提出していた。申立期間について、昭和 61 年 4 月に国民年金の資格喪失手続をした覚えはなく、なぜ未加入期間となっているのか分からないが、私自身が国民年金保険料を納付したこともないので、それ以前の期間と同様、専門学校が代わりに免除申請手続をしてくれていたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び免除申請手続に直接関与しておらず、当時在籍していた専門学校が代わりに行っていたのではないかとしているが、当該専門学校に確認しても、当時、学生の加入手続等を代わりに行っていたかは不明であるとするなど、申立内容についての具体的な供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立人は、20 歳に到達した昭和 60 年\*月\*日に国民年金被保険者資格を取得後、61 年 4 月 26 日に被保険者資格を喪失しており、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が、申立期間当時から所持している年金手帳においても、国民年金の被保険者でなくなった日として「昭和 61 年 4 月 29 日」と記載されており、オンライン記録とほぼ一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時は専門学校生であったとしており、専門学校生については、昭和 61 年 3 月までは国民年金には強制加入であったが、制度改正により、同年 4 月以降は任意加入になっているところ、これは申立人の被保険者資格喪失時期と一致していることから、申立人は、制度改正に

より専門学校生が強制加入から任意加入になったことを契機として被保険者資格を喪失したものと考えられる上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 923 (事案 671 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間については、年金記録の訂正は必要でない旨の通知を受けたが、これまで国民年金保険料の納付を拒否したことは無く、また、一度、集金人に、1 年分くらいの保険料を長男の分と一緒に支払ったことを覚えている。未納期間があることは納得できないので、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初の申立期間は、申立期間①、②及び昭和 59 年 3 月）に係る申立てについては、i) 昭和 59 年 3 月については、その直前まで国民年金保険料を納付しており、当時、保険料納付は 3 か月を単位として行われていたこと等を理由として、ii) 申立期間①及び②については、保険料納付に係る具体的な記憶は無い上、過年度納付している期間も散見されるなど、必ずしも納付期限を遵守しているとは言えない状況がうかがわれることや、申立期間①について、一緒に納付していたとする申立人の夫の二女は国民年金に未加入である上、申立期間②について、一緒に納付していたとする申立人の長男も未納となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 9 日付けで、当初の申立期間のうち昭和 59 年 3 月についてのみ年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の納付を拒否したことは無く、また、一度、集金人に、自身とその長男の保険料を 1 年分くらいまとめて納付したことは間違いないので、再調査してほしいと主張しているが、申立人に聴取しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな供述は見受けられないことから、申

立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 924

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間は学生であったが、母親から、20 歳になったので国民年金に加入するよう勧められた。母親が加入手続を行い、国民年金保険料は、最初は母親がまとめて支払い、その後は、必要な金額を母親か姉に渡していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の母親及び申立人の姉に聴取しても、申立期間に係る加入手続及び保険料納付等についての具体的な記憶も無く、納付状況等が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間となっている上、A 市においても、申立人の国民年金加入記録は、平成 9 年 1 月以降に導入された基礎年金番号（厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっている。）により管理されている 18 年 10 月から 19 年 6 月までの納付記録のみであり、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から同年 10 月まで

A社に販売員として勤務し、厚生年金保険料を支払ったという記憶があることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社の業務内容に関する供述には具体性があり、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「申立人の勤務実態を確認できる関連資料は無いが、当時の取扱いとして、販売員については販売委託契約を結び、3か月ごとの資格審査で一定基準まで到達した時点から厚生年金保険に加入することから、入社時には厚生年金保険に加入することはなく、保険料の控除はしていない。」との回答があった。

また、B健康保険組合に照会したところ、「申立人の加入記録は無く、申立人の職種である販売員の雇用形態は委任契約制度による委任契約販売員であり、3か月に1度の成績審査で販売成績の基準を達成し1期進級し、優秀販売員4期以上の資格を取得することにより厚生年金保険に加入することとなるため、申立人については申立期間が3か月であることから厚生年金保険への加入は無理である。」との回答を得た。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも販売員については入社後に営業成績が良くなってから厚生年金保険の被保険者資格を取得していた旨の回答があった上、その中の一人

で販売員であった同僚についても厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は、当該同僚が入社したとする時期より半年後に被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から36年10月1日まで

昭和33年7月ごろにA社（現在は、B社）に入社し、36年10月に退職するまで同社C支店で営業の仕事をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格記録が無い。

当時の給与支給明細書等はないが、会社からもらった表彰状があり、勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の表彰状、及び申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、これらの同僚のうち一人は、「営業職については、委任契約で出来高歩合制度であったため、厚生年金保険に加入していなかったが、特別販売員になれば厚生年金保険に加入することができた。特別販売員になるには成績優秀で、通常2年から3年の販売実績が必要で、特別販売員になると会社から記念品がもらえた。」とも供述しているが、申立人には、特別販売員となった記憶が無く、記念品をもらった記憶も無い。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当時の資料が残っておらず、確認することができない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番（昭和33年6月10日資格取得）から\*番（昭和36年11月1日資

格取得) までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月  
② 平成 16 年 6 月  
③ 平成 16 年 12 月

ねんきん特別便には、A市役所で臨時職員として勤務していた時の平成15年12月、16年6月及び同年12月の賞与額の記載が無かった。当時、20万円から30万円の賞与をもらっていたので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から申立期間において賞与が支給されていたと主張しているため、同市役所に照会したところ、「照会の期間について、申立人の賞与支給は無い。A市に合併する前のB町において、給与単価を上げて、期末手当を廃止する賃金改定をしている。よって、賞与支給は、合併前のB町における15年6月支給が最後となる。」との回答があった。

また、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる同僚は、「B町の時は、少額の賞与をもらっていたが、A市になってからは無かった。」旨の供述があった。

さらに、申立人と同様にB町役場で勤務し、合併後のA市役所においても勤務している同僚44人（上記同僚を含む。）のオンライン記録から、当該44人全員について申立期間に係る賞与の記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。